

## 学用品購入費 対象品目例

<考え方>

◇教育課程において直接必要な学用品（「就学」に必要な学用品が対象）

◇日用品・日常生活用具は対象外

品 目 例	対 象○ 対象外×	考 え 方
ノート・筆記用具・副読本・練習帳・辞典類	○	
電子辞書	○	通常の辞書と性質上異なるものではないので○
ファイル・クレヨン・色鉛筆・ペンキャップ	○	
上履	○	
ジャージ・体育用服・体育用靴・体育用上着	○	
赤白帽子（体育授業用）	○	
水泳用具（水着・ゴーグル・水泳帽・浮き輪・サンダル）	○	水泳の授業で使用するものは○
水着用バッグ・タオル類	○	水泳用具の付帯品とみなす。
実験・実習用の材料・作業衣	○	
作業用靴	○	通学用とは分けて考える。
作業用マスク	○	
エプロン・かっぽう着・三角巾	○	授業用・交流学习用は○、給食用は×
授業中の空き時間に活用する小物類	○	授業中の使用であり、各人購入なら○とする
楽器（リコーダー・ピアノ等）	○	授業中の使用で個人用であれば○、共用楽器は×
学習用パソコンソフト	○	家庭用（自習用）は×
音楽用CD	○	授業で使用する個人用であれば○
図鑑	○	副読本なら○、教科書採択なら×
遠足用・修学旅行用リュック等	○	校内で使用するのは×
水筒・弁当箱・レジャーシート	○	遠足で使用するならば○、日用品・給食用は×
名前シール	○	
箸・スプーン・フォーク及び専用ケース	○	授業で道具として使用する場合は○、食事用は×
歩行訓練用膝当てサポータ・マット等	○	自立活動訓練などの授業で必要な物なら○
連絡帳・連絡袋	×	学用品ではない。
パソコン等のハード機器類	×	ICT機器購入費支給対象者の加算は○
絵本	×	副読本であれば○
上着・靴・かばん	×	新入学用品・通学用品購入費の対象
サブバッグ（着替え袋・教材等を入れる手提げ袋・シューズバッグ）	×	簡易なバッグは通学用品購入費の対象
クッション（学校で姿勢補強の使用）	×	学用品ではない
防災ずきん・防災用ヘルメット	×	新入学用品購入費の対象
乾パン・災害用品	×	学用品ではない
おむつ・おむつを入れるビニール袋	×	「教育的保育用品」にあたらぬ
車椅子付属品・机（家で使用）	×	日常生活用具は対象外
めがね・腕時計	×	日常生活用具は対象外
歯ブラシ・コップ・ハンドタオル	×	日用品は対象外
卒業用アルバム	×	記念品は×、授業で製作するための材料費は○

品 目 例	対 象○ 対象外×	考 え 方
部活動用品	×	課外活動は対象外。
フィルム・現像代・インスタントカメラ	×	
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費対象学用品 (学級活動費)	○	該当者に限る
はさみ・絵の具の筆	○	個人の所有物にならない場合は×
マジック・クレヨン	○	個人の所有物にならない場合は×
調理実習の材料	×	1人あたりの額が明確ではないため
ファイル	○	
苗／種子	×	個人の所有物となる場合は○
肥料／土壌	×	個人所有のプランター等に使用する場合は○
美術等の材料	×	材料キットのように一人分が明確にわかるものは○
医療的ケア用品	×	学用品ではない

**通学用品・新入学学用品購入費 対象品目例**

<考え方>

◇日用品・日常生活用具は対象外

品 目 例	通学用品	新入学学用品 各学部 1年生のみ
ランドセル・通学用カバン・標準服・通学用服	×	○
通学用靴・雨靴（オーダー靴を含む）	○	×
通学用の防寒着（コート・帽子・毛布・マフラー・手袋）	○	×
雨傘・レインコート	○	×
ランドセルカバー	○	×
車椅子用雨ガッパ	○	×
通学用服の付属品（ベルト・ズボンの紐・サスペンダー・リボン）	×	○
服の脱着用具（テープ・ボタンなど）	×	○
靴の中敷	○	×
定期入れ	○	×
クッション（スクールバス用）	×	×
通学用品等を家庭で自作するための材料費	×	×
腕時計	×	×
携帯電話・PHS	×	×
衣装ケース	×	×
靴下・下着類	×	×
ハンカチ・タオル	×	×
補装具	×	×
学用品購入費対象品目のうち、新入学にあたって必要な学用品	×	○
防災頭巾、防災ヘルメット	×	○